日本工業標準調査会標準化部会

第７回高齢者・障害者支援専門委員会議事録

１．日　時：平成１８年１１月３０日（木）　１４：００～１６：１０

２．場　所：経済産業省別館５階　５２６共用会議室

３．出席者：山内委員長、安達委員、石川委員、加藤委員、金森委員、佐伯委員、
佐川（賢）委員、佐川（まこと）、田中（雅子）委員、星川委員、
村尾委員、森本委員、矢野委員、村井専門委員

関係者：藤本（早稲田大学）、和田（日本点字図書館）、土井（早稲田大学）、
高橋（東洋大学）、河野（東陶機器㈱）、金丸（(財)共用品推進機構）、
高橋（ＪＡＳＰＡ）、瀬山（花岡車輌㈱）

事務局：相澤（環境生活標準化推進室）、大下（〃）、柳原（〃）

４．議題：①前回議事録（案）の確認
②工業標準案の制定／改正について【審議】
③その他

５．配付資料

資料１　前回（第６回）高齢者・障害者支援専門委員会議事要旨（案）

資料２　（制定案）工業標準　高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法

資料３　（制定案）工業標準　高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置

資料４　（制定案）工業標準　電動立上り補助いす

資料５　（改正案）日本工業規格　T9252　家庭用段差解消機

参考資料１－１　特許権を含む JIS の制定等に関する手続きについて

参考資料１－２　「特許権を含む JIS の制定等に関する手続きについて」改正のポイント

参考資料１－３　「特許権を含む JIS の制定等に関する手続きについて」改正に伴う経過措置について

参考資料２　日中韓アクセシブルデザイン標準化協力

参考資料３　福祉用具の標準化に係る日中韓協力の可能性について

参考資料４　審議済み案件の制定・改正等状況

６．議事概要

①前回議事録（案）の確認

事務局から、前回議事録の確認を行った。

②工業標準案の制定／改正について

〈工業標準 高齢者･障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法の制定〉

○冊子形の触知案内図の規定は、一般的な点字図書との整合性は図っているのか。

（対応回答）

冊子形については、概念的なことのみ記載している。「解説」では、冊子形の触知案内図が広く普及することを期待し、その有効性について触れる予定。

○規格の名称について、日本語、英語でずれがあるのではないか。

（対応回答）

日本語に合致するよう英文名称を見直す。

○「世界のどの国よりも速く“超高齢社会”を迎える･･･」と序文に記載しているが、「超高齢化社会」の定義は何か。

（対応回答）

総人口に占める６５歳以上の人口割合が２１％以上。

○触知記号等について、大きさの概念の有るものと無いものがある。大きさについて議論したのか。

（対応回答）

原寸大を推奨している。試験は原寸大の記号で行っている。原寸大以外の試験を実施していないので、原寸大から拡大縮小が何処まで認められるかは不明。

○原寸大と定義していても、規格表とハンドブックでは大きさが異なるのではないか。

（対応回答）

規格表及びハンドブックを出版する際には、原寸大が規定できるように工夫する。

○この分野の規格は、積極的に日本がＩＳＯに提案している。この規格は、国際整合性を考慮しているか。

（対応回答）

海外でも触知案内図の敷設は増えている。バーミンガムで開催された触知案内図に関係する国際会議において、この規格案を発表し参加者の理解を得ることができた。

○設置された触知案内図が一目でわかるよう、シンボル的カラーを施すことは考えなかったのか。

（対応回答）

色の議論はなかった。しかし、視覚障害者の触知案内図への誘導については規定している。

○附属書Ｂ（参考）序文に、「・・・黒く塗られた箇所が 0.2～0.3mm の高さとする。」とあるが、0.2～0.3mm の高さでは、国際的には高さが足りず、認められないのではないか。また、「黒く塗られた」は理解しにくいのではないか。

（対応回答）

アンケート調査に使用した図記号サンプルがこの高さであった。また、その調査結果も良好であったため、この高さにした。「黒く塗られた」という表現と併せ、高さについて再検討する。

また、原案に盛り込んだ時期によって、図記号の線の太さが異なるので、統一する。

○附属書Ｂ（参考）B.10 自動販売機・自動サービス機の触知記号について、ここで記載している形状以外の記号をよく見かける。記載している形状の図記号について、関係者のコンセンサスは得られているのか。

（対応回答）

調査結果では、既存の形状は評価が低かったので、日本盲人会連合で使用している形状を載せることとしたもの。

○以上の質疑応答の結果、「高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法」の制定については、英文名称の修正、図記号の線の太さの統一、黒く塗られた部分の表現及び高さの再検討、原寸大で利用されるということ等を前提に、承認された。

〈工業標準 高齢者･障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置〉

○呼出ボタンは、気分が悪いときにも利用する。ボタンの設置位置は、利用者が前傾姿勢になった場合も考慮しているのか。

（対応回答）

検討したものの様々な姿勢が考えられるため、すべてを考慮することはできなかった。今回はボタンが認知できることを最優先に考えた。

○ボタンについて、誤って押さないような工夫が必要ではないか。また、色についても、コントラスト等を定めることはできなかったのか。

（対応回答）

ボタンは、認識しやすい紙巻器を中心に設置すれば、誤操作の可能性は低いと思っている。また、現状の製品には、ボタンの回りに枠を設けたり、色を付けたりして、誤操作の回避、認知性の向上を図っている。

○5.b)ボタン色と周辺色とのコントラストについては、JIS S 0031（高齢者・障

害者設計指針－視覚表示物－年代別相対輝度の求め方及び光の評価方法）に規定がある。これを引用しては如何か。

（対応回答）

修正する。

○和式トイレについて規定しないのか。

（対応回答）

和式トイレについては、「解説」に記載する予定。ただし現状は、殆どの高齢者・障害者用の公共トイレは、洋式になっている。

○6.b)に、「操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。」と規定しているが、左右どちらかに決めることはできないのか。

（対応回答）

設計者、事業者の判断に任せる方が利用しやすいので、この原案では規定していない。

○ボタンの形状によって、呼出ボタンと洗浄ボタンを分けているが、押す、引く等の動作による違いの方が誤操作しにくいのではないか。

（対応回答）

検討はしたものの、普及性を考慮してこのようにした。この検討については「解説」で触れる予定。

○利用者が便器から離れると自動的に洗浄するオート洗浄等の新技術が普及し始めている。この規格では、これら新技術をどう扱うのか。

（対応回答）

オート洗浄等の新技術を導入した便房であっても、この規格に基づき、呼出ボタン、洗浄ボタンを併設して欲しいと思っている。

○以上の質疑応答の結果、「高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」の制定については、JIS S 0031 を引用することを前提に承認された。

〈工業標準 電動立上り補助いす〉

○適合条件として、試験結果に対する具体的な数値が入っていない。組成変形率の数値、転倒の定義等を定めることはできないか。

（対応回答）

原案作成段階では、特に議論しなかった。強度試験等の適合条件については、製品として機能するかどうかが基準と考えている。再度、具体的に規定できるものがあるかどうか確認する。

○設置面の傾きに関する注意喚起が必要ではないか。例えば取扱説明書に「何度以上傾いた床面に設置してはならない。」等を記載できないか。

（対応回答）

特に議論はしていないが、床面の角度まで規定することは困難と思われる。

○ボタン、レバー等の操作力（6.2 i)）について、何を基に規定しているのか。

（対応回答）

EN 12182 を基にしている。想定している利用者は、立ち上がった後は、自力で歩行できる者。

○6.1.2 の「･･･JIS Z 8071 の配慮設計指針に基づき、利用者の特性に配慮した･･･」の記載については、「利用者」を「高齢者・障害者」に変更すべき。また、規定に、JIS Z 8071 のポイントを加えた方が分かりやすいのではないか。

（対応回答）

「利用者」は、「高齢者・障害者」に変更する。また、JIS Z 8071 のポイントは「解説」に記載する予定。

○挟み込みの規定について、子供も考慮しているのか。

（対応回答）

８～２５mm の数値は、子供も考慮している。

○エンドリミット、ホールドツーラン、プッシュプルゲージ、テンションゲージは、JIS の用語として規定されているのか。可能であれば、わかり易い日本語にすべき。また、座面、肘部、背もたれ等の用語について、他の JIS との整合性を検討すべき。

（対応回答）

検討する。

○以上の質疑応答の結果、「電動立上り補助いす」の制定については、基準適合の判断の明確化、他の JIS との用語の整合を再検討すること等を前提に承認された。

〈JIS T 9252 家庭用段差解消機の改正〉

○スイッチの操作力について、規定しないのか。

（対応回答）

今回の改正は、新 JIS マーク表示制度に対応した製品規格としての要求事項を満たすことを主眼にしたもの。操作力については、今後の課題としたい。

○テストを複数回繰り返す試験方法がある。適合基準が、平均値なのか、テストごとなのか不明確なところがある。明確にすべき。

（対応回答）

関係する項目について、再検討する。

○以上の質疑応答の結果、「家庭用段差解消機」の改正については、基準適合の判断を明確にできるか再検討すること等を前提に承認された。

③その他（報告）

事務局から、「特許権を含む JIS の制定等に関する手続」、「日中韓アクセシブルデザイン標準化協力」、「福祉用具の標準化に係る日中韓協力の可能性」について報告。

以上